

## 指定整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

今般、国土交通省より依然として指定整備事業者による悪質な不正事案が確認されていることから、当会に対し指定整備事業者の適切な事業運営の指導に努めるよう通知されました。

日整連では、これまで各地方整備振興会における研修会の機会を通じて「指定整備事業適正運営マニュアル」を活用することにより、指定整備事業の適切な事業運営に取り組んでいただくようお願いしてきましたが、各事業者におかれましても、今一度、同マニュアル等を参考に指定整備事業全般に関する状況について確認をお願いします。

つきましては、国土交通省から当会に対して発出された通達及び参考として各運輸局及び自動車製作者等に発出された通達をお知らせするとともに、当会発行の「指定整備事業適正運営マニュアル」から抜粋してお知らせします。

また、同マニュアルから「指定整備事業場“点検表”」を掲載しますので、指定整備事業全般に関する状況について確認をお願いします。

国自整第169号  
令和3年10月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

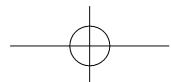
しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了知願います。

#### 記

1. 各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準へ



の適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。

2. 会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。
3. 会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

#### 参考

国自整第169号の2  
令和3年10月12日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

#### 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

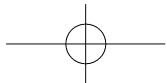
については、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作業者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

#### 記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。



## 参考

事務連絡  
令和3年9月29日

各自動車製作者 御中

各輸入車販売代理店 御中

国土交通省自動車局  
整備課

### 自動車製作者等の系列販売会社における法令遵守の徹底について

本日、関東運輸局は、トヨタモビリティ東京株式会社のレクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、トヨタ自動車株式会社から、全国の系列販売会社の店舗（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における法令違反が発覚したとの報告がありました。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、系列販売会社やその店舗において発生の防止等に取り組むべきものですが、貴社においても、指定整備事業に関し、以下の留意点を参考に関連の店舗の法令遵守状況を点検する等、必要な取組を実施して頂くようお願いいたします。

#### 【留意点】

##### 1. 現場業務の負担について

サービス部門の処理能力を超える業務量であったり、車検の作業時間が固定され無理な作業を強いられているなど、車検を行うエンジニアが負担と感じる業務量となっていないか。

##### 2. 安全に対する意識と車検制度に対するコンプライアンスについて

販売会社の経営層、店舗の管理職や従業員が、「国の業務を代行している」という民間車検制度（指定自動車整備事業制度）の役割の重要性を認識しているか。

##### 3. 経営層・管理者と現場との意思疎通について

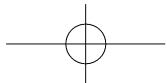
販売会社の経営層、店舗の管理者がサービス部門の現場の実態を十分把握しているか。また、サービス部門のエンジニアが、抱えている問題や改善提案を上層部へ伝えやすい環境となっているか。

##### 4. 社内監査について

社内監査を実施しているか。また、社内監査が実質的に機能し、車検に関するコンプライアンスの確実な執行状況を把握できているか。

##### 5. 顧客への説明について

車検時間が一律であるとの誤解を招くような広告となっていないか。また、顧客に対し、車両の状況により予定時間内に作業が完了しない場合があることなどの説明が十分に行われているか。



# 不正を防止するために

※ 指定整備事業適正運営マニュアルより一部抜粋

## 1 行政処分の影響

### ①社会的信用の失墜



### ②事業取消し・停止による売上げ・収益減



\*参照:参考資料5(P44)「行政処分等の基準」

## 2 「不正の要因」と「防止のための取組み」

不正が発生する要因を防止するために、経営者をはじめ従業員が法律を遵守することの重要性を常に意識し、絶対に違反やミスを起こさせない取組みが必要となります。

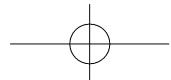
1

**要因 不正(誤り)防止のための組織づくりがなされていない**

**取組み 相互チェック体制の確立**

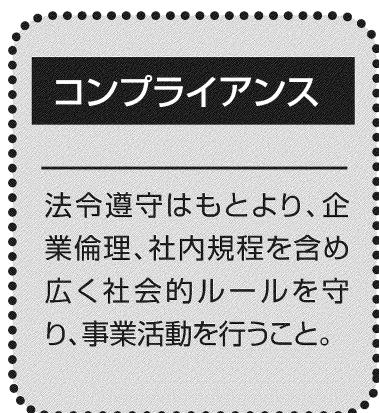
保安基準適合証等の交付等、事業全般にわたって相互チェックできる体制とするなど、不正を未然に防止する体制を確立する。





2

**要因** 社内のコンプライアンス体制が機能していない



**取組み** コンプライアンスの徹底

事業場管理責任者は指定整備制度を理解するとともに、責務の重要性について認識する他、従業員に対してもコンプライアンスの徹底を図る。



3

**要因** 従業員に対する違法教育が実施されていない、道路運送車両法の教育・理解不足



**取組み** 教育の実施

従業員教育の実施にあたっては、関係法令、新技術・新機構、再整備防止対策等、多種にわたる年間の教育計画を作成し実施する他、「会議、朝礼等の機会」、「指示を出すとき、また、報告を受けるとき」、「書類の回覧」、「整備振興会が実施する研修」等を活用する。

また、今後の退職等への対応ができるよう、後任者の育成も含めた教育を実施する必要がある。

4

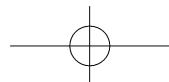
**要因** 自主点検の未実施



**取組み** 社内の自主点検を実施し改善につとめる

責任者を選任して社内、駐車場等を巡回し、指定整備事業全般に関する状況について確認する。

\*参照:参考資料9(P55)「指定自動車整備事業「点検表」点検のポイント(例)」



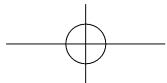
## 指定自動車整備事業「点検表」点検のポイント(例)

※実施者は役員又は役員に準ずる者

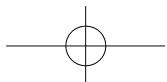
指定番号			点検日	平成 年 月 日						実施者					
事業場名											条件	軸重	Kg 以下	その他の条件	
対象自動車		普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	小四	小三	小二	軽	大特		車両重量・車両総重量	Kg 以下未満		
工具数 ( B )	名  内訳	名	1級整備士※	名	整備士保有率 (A) / (B)			%  ※ (A) / (B) の値 ≥1/3以上必須	自動車検査員	燃料等					
			2級整備士※	名						大特					
			3級整備士※	名											
			小計 (A)	名											
			1~3級整備士以外の工具	名											

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

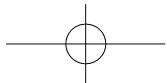
	確認項目	適・否	備考
I 認 証 関 係	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか 【整備主任者の変更を運輸支局長宛に15日以内に届出し、組織図等の変更を行っている事を確認する】	適・否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか 【整備主任者研修を受講しているか、修了証や整備士手帳等により確認する】	適・否	
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか 【定期点検、車検、その他特定整備を行った車両に対し、特定整備記録簿が交付され、2年間保存されている事を確認する】	適・否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注（構内外注を除く）した場合を除く。
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか 【認証申請書の記載内容と現状とが一致していることを確認する】	適・否	
	5 外注作業について適切に運用されているか 【構内外注の契約等が交わされている及び外注先（構内外注を除く）の認証取得状況等を確認する】	適・否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部位のできばえ確認が必要))
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか 【整備技術情報を入手するシステム等の契約状況等を確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか 【整備主任者や整備作業実施者に整備技術情報の閲覧状況やエーミング作業等の実施状況をヒアリングする等して確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8 エーミング作業が適切に実施されているか 【特定整備記録簿の記載事項を確認し、また、必要な対策が講じられているかを整備主任者や整備作業実施者にヒアリングする等して確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。



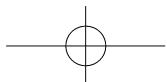
	確認項目	適・否	備考
I 認 証 関 係	9 電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか 【電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行った際の特定整備記録簿の記載事項と条件を照合する等して確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか 【距離、対象自動車に対する作業場の規模、事務所及び車両置場の附置状況を確認する】 【整備主任者や整備作業実施者に安全対策の実施状況をヒアリングする等して確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か 【管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置状況を確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12 完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか 【エーミング作業以外の電子制御装置整備の実施場所について整備主任者や整備作業実施者にヒアリングする等して確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
II 事 業 場 全 般	1 指定基準（工員数（4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上）、整備士保有率（1／3））は適合しているか 【最新の組織図等と照合して確認する】	適・否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか 【事業場の平面図《作業工程・主要設備機器配置図（指定平面図）及び完成検査場》と現状を照合する等して確認する】	適・否	
	3 検査用機器に変更はないか 【指定申請書控等と現物の検査機器を照合する等して確認する】	適・否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外（通路・完成検査場・路上等）で特定整備作業を行っていないか 【作業場の区画確認や、従業員へのヒアリング等で確認する】	適・否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか 【事業場の最新組織図を確認し、現状と合っているか等を確認する】	適・否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか 【管理規程を確認してポイントを担当者に質問し理解度を確認する。また管理規程の内容が実態に即応していることを確認する】	適・否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か 【引継ぎ書等により変更の際の手続きが確実に行われているかを確認する】	適・否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか 【事業場管理責任者にヒアリング、講習出席記録等により確認する】	適・否	
	9 認証・指定標識を見易いように掲示してあるか 【標識の位置（事業場の入口等見やすい場所にあるか）を確認する】	適・否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか 【法定研修資料等、関係法令資料が整理整頓されているかを確認する】	適・否	
	11 認証、指定の対象自動車（電子制御装置整備の対象車両を含む）以外の自動車が入庫していないか 【特定整備記録簿や顧客管理台帳等により確認する】	適・否	
	12 事業場内（社用車、従業員のマイカー等）に不正改造車はないか 【社員駐車場も含めて保安基準不適合車が無いことを確認する】	適・否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか 【休日・時間外での作業は必ず許可（届出）を行わせているかを事業場管理責任者にヒアリング、記録を確認する】	適・否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか 【従業員へのヒアリング、教育記録を確認する】	適・否	



	確認項目	適・否	備考			
II 事業場全般	15 指定整備において、自事業場以外の工具が作業していないか 【指定整備記録簿（作業者名欄がある場合）や作業指示書等により従業員が整備作業実施者であるかを確認する】	適・否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について（令和2年11月11日付け国自整第197号）に基づく業務支援を除く。			
III 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か 【事業場管理責任者が交付業務を行っているか交付簿及びヒアリング等の方法により確認する。代務交付したものは、後で事業場管理責任者が適合証（控）及び指定整備記録簿等で適正に行われているかを確認する】	適・否				
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか 【指定整備記録簿や保安基準適合証（控）等により確認する】	適・否				
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか <table border="1"><tr><td>紙保適</td><td>【保安基準適合証綴の適合証全てに交付番号が抜けなく記載があり、保安基準適合証交付簿の交付記録と照合して、書損及び交付しない適合標章が朱抹され、編綴されているかを確認する】</td></tr><tr><td>電子保適</td><td>【保安基準適合証（標章）管理簿と照合して、印字不良等が生じた場合は記載面を朱抹し、保管されているかを確認する】</td></tr></table>	紙保適	【保安基準適合証綴の適合証全てに交付番号が抜けなく記載があり、保安基準適合証交付簿の交付記録と照合して、書損及び交付しない適合標章が朱抹され、編綴されているかを確認する】	電子保適	【保安基準適合証（標章）管理簿と照合して、印字不良等が生じた場合は記載面を朱抹し、保管されているかを確認する】	適・否
紙保適	【保安基準適合証綴の適合証全てに交付番号が抜けなく記載があり、保安基準適合証交付簿の交付記録と照合して、書損及び交付しない適合標章が朱抹され、編綴されているかを確認する】					
電子保適	【保安基準適合証（標章）管理簿と照合して、印字不良等が生じた場合は記載面を朱抹し、保管されているかを確認する】					
4 保安基準適合証（紙保適）及び保安基準適合標章（電子保適）の出納管理（授受出納帳、交付台帳の記載等）は適切に行われているか <table border="1"><tr><td>紙保適</td><td>【購入履歴や適合証（控）と出納簿および交付台帳を照合して確認する】</td></tr><tr><td>電子保適</td><td>【購入履歴や適合標章綴授受と出納簿および保安基準適合証（標章）管理簿を照合して確認する】</td></tr></table>	紙保適	【購入履歴や適合証（控）と出納簿および交付台帳を照合して確認する】	電子保適	【購入履歴や適合標章綴授受と出納簿および保安基準適合証（標章）管理簿を照合して確認する】	適・否	
紙保適	【購入履歴や適合証（控）と出納簿および交付台帳を照合して確認する】					
電子保適	【購入履歴や適合標章綴授受と出納簿および保安基準適合証（標章）管理簿を照合して確認する】					
5 保安基準適合証綴（紙保適）及び保安基準適合標章綴（電子保適）の保管は適切に行われているか <table border="1"><tr><td>紙保適</td><td>【保安基準適合証綴（紙保適）を施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】</td></tr><tr><td>電子保適</td><td>【保安基準適合標章綴（電子保適）を施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】</td></tr></table>	紙保適	【保安基準適合証綴（紙保適）を施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	電子保適	【保安基準適合標章綴（電子保適）を施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	適・否	
紙保適	【保安基準適合証綴（紙保適）を施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】					
電子保適	【保安基準適合標章綴（電子保適）を施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】					
6 事業者印の管理体制は適切に行われているか 【施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	適・否					
7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか 【組織図と管理規程を確認する。また、事業場管理責任者等にヒアリングして正しく運用されていることを確認する】 【電子保安基準適合証システムにおける権限付与が組織図どおりになっていることを確認する。】	適・否					
8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか 【出勤簿にて、自動車検査員が休みの日に、適合証の証明をしていないかを確認する】	適・否					
9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか 【保安基準適合証交付台帳や保安基準適合証（控）等によりダブリが無いかを確認する】	適・否					
10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか 【保安基準適合証（控）と指定整備記録簿により自賠責保険期間を確認する】	適・否					
11 電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか 【各権限に付与されたID・パスワードが適正に管理され、不正に使用されていないか確認する】	適・否					



	確認項目	適・否	備考
IV 指 定 整 備 の 内 容	1 受入点検の結果が記載されているか 【指定整備記録簿の点検結果および整備の概要欄の必要項目に記載漏れ等が無い事を確認する】	適・否	
	2 保安基準に適合していない車両（不正改造を含む）が入庫した際に適切に対応しているか 【車検受注の際に、復元を条件として受けているかを概算見積書等により確認する。また、確実に復元したかどうかを指定整備記録簿や写真等により確認する】	適・否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか 【作業指示書と指定整備記録簿の内容を照合して確認する】	適・否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか 【自動車検査員へのヒアリングや、指定整備記録簿の記入状況等により確認する】	適・否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか 【組織図、保安基準適合証（控）、指定整備記録簿、出勤簿等により確認する】	適・否	
V 自 動 車 整 備 検 査 員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか 【自動車検査員の変更を運輸局長宛に15日以内に届出し、組織図等の変更を行っている事を確認する】 【電子保安基準適合証システムにおける検査員権限が、現在の自動車検査員以外に付与されていないかを確認する。】	適・否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか 【自動車検査員研修会を受講しているか、修了証や整備士手帳等により確認する】	適・否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか 【施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	適・否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか 【自動車検査員に与えられている職務権限を全従業員が理解しているかヒアリングする】	適・否	
	5 自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っていないか 【外注伝票と指定整備記録簿を照合する等して確認する】	適・否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか 【自動車検査員に同一性の確認方法をヒアリングする等して確認する。また、保安基準適合証（控）と指定整備記録簿を照合する等して確認する】	適・否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか 【検査手順と保安基準適合証への証明手順を自動車検査員にヒアリングする。また、現入库車両で整備途中に適合証が証明されていないか確認する】	適・否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか 【自動車検査員に検査手順をヒアリングする。また、複数の検査員で検査を行ったものについて、管理規程で定めた方法で行われているかヒアリングや適合証（控）等で確認する】	適・否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか 【指定整備記録簿と適合証に記載された「自動車検査員の氏名」が異なっていないか確認する】	適・否	
	10 保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか 【受け付け時の記録で保安基準不適合車であったかどうかを確認し、不適合車であった場合に復元されたかどうかを作業伝票や写真等で確認し、復元されないままに証明していないかを確認する】	適・否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか 【指定整備記録簿と保安基準適合証（控）の検査年月日が一致しているかを確認する】	適・否	
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか 【検査用機器の始業点検表や定期点検表等により検査機器の状態をチェックし、異常があった日に当該検査機器により検査が行われていないか確認する】	適・否	
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか 【指定整備記録簿等により、検査用機器の能力を超えた車両の検査が行われていないかを確認する】	適・否	



	確認項目	適・否	備考
VI 指 定 整 備 記 錄 簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか 【指定整備記録簿の登録番号等により、当該車両に合った記録簿であるかどうかを確認する】	適・否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか 【保安基準適合証（控）と指定整備記録簿の記載内容を照合する等して確認する】	適・否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか 【指定整備記録簿と見積書（作業指示書）を照合し、各項目が確実に記載され、空欄や不適切な記載内容の項目が無い事を確認する】	適・否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか 【指定整備記録簿の余白部に外注先整備工場名、整備内容、作業完了日、できれば確認結果等が確実に記載されているか確認する】	適・否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿（電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む）は適切に保管・管理されているか 【指定整備記録簿等が保安基準適合証の交付番号順に綴られ2年間保管されているかを確認する】	適・否	
VII 檢 查 用 機 械 器 具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか 【検査機器点検記録表により、管理規程に基づき確実に点検しているか、また、記録漏れがないかを確認する】	適・否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか 【検査機器点検記録表により、管理規程に基づき確実に定期点検しているか、また、記録漏れがないかを確認する】	適・否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか 【点検の実施やその結果が確実に記録されているかを検査機器点検記録表により確認する】	適・否	
	4 検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか 【検査機器台帳等で校正実施を確認し、検査機器本体に貼付された有効期間を照合する】	適・否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか 【検査機器台帳に校正結果成績表がファイリングされている事を確認する】	適・否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか 【事業場管理規程に管理責任者が任命されていること、また、管理責任者としての責務がはたされているかを確認する】	適・否	
VIII そ の 他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか 【苦情の受付体制やその記録が適切であるか、また、社内会議・教育記録表の記載状況が適切であるかを確認する】	適・否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか 【教育記録表にて、社内教育・研修の実施が適切に行われているかを確認する】	適・否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか 【管理規程に定められている担当ごとの服務規程を確認する】	適・否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか 【自動車検査員や整備作業実施者にヒアリングする等して、検査作業と整備作業が分業されているかを確認する】	適・否	
	5 電子保安基準適合証を交付（保適情報を登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか 【承諾書を書面又は電磁的方法により2年間保存されている事を確認する】	適・否	